

計画内容

1. 育児介護休業終了後退職した者
2. 育児介護休業終了後職場復帰し、子育て中に退職した者
3. 育児介護休業を取得せずに退職した者

前上の者について、求人をする際に事業主の採用条件に該当すれば優先的に採用する。

(目標 1)

内容の理解、周知させるための、研修などを実施する

令和4年6月1日～ 取り組み内容の検討

令和4年6月1日～ 内容を全労働者に周知

(目標 2)

退職した者に、再雇用優先案内文の発想を実施する

令和4年6月1日～ 案内文の検討

令和4年6月1日～ 該当者がでた場合、随時案内文を発送